〃	第十一回	八十二億八千八百五万円	八十二億八千四百四十一万八千三百四十六円	
〃	第十二回	四十七億八千六百七十九万円	四十七億八千二百五十九万四千八百六十八円	
〃	第十三回	四十三億千七百三十三万円	四十三億千五百四十三万八千三百円	
〃	第十四回	三十二億八千二百三十七万円	三十二億七千九百四十九万三千三百四十六円	
〃	第十五回	六十二億八百五十九万円	六十二億五百八十六万九千五百五十五円	
〃	第十六回	三十一億千百万円	三十一億八百二十七万三千五百二十九円	
〃	第十七回	二十八億九千六百七十八万円	二十八億九千五百五十一万七百五十七円	
〃	第十八回	十三億八千七十五万円	十三億七千九百五十三万九千九百八十七円	
〃	第十九回	二十三億八百三十九万円	二十三億七百三十七万八千五百九十七円	
〃	第二十回	八億千八百四十五万円	八億千七百七十三万二千七百十四円	
〃	第二十一回	七億二千五百四十五万円	七億二千五百十三万二千二百四円	
〃	第二十二回	四億六百五十一万円	四億六百十五万三千七百六十四円	
〃	第二十三回	八億二百十五万円	八億百七十九万八千五百八十四円	
〃	第二十四回	二億三千五十一万円	二億三千三十万八千二十五円	
〃	第二十五回	二億八千百七十万円	二億八千百五十七万六千五百八十六円	
〃	第二十六回	一億百七十五万円	一億百六十六万八百五十円	
〃	第二十七回	四億四千八百三十七万円	四億四千八百十七万三千五百六十八円	
〃	第二十八回	二億千五百五十八万円	二億千五百三十九万千百二円	
〃	第二十九回	三億八千五百七十七万円	三億八千五百六十万千十五円	

○経済産業省告示第二百十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十五年十月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

〃	第三十回	六億八千六十一万円	六億八千一万三千四百九十六円	
〃	第三十一回	四億三千三百六十万円	四億三千三百四十一万三十八円	
〃	第三十二回	一億千八百一万円	一億千七百九十万六千五百九十円	
〃	第三十三回	二億七千三百四十六万円	二億七千三百三十四万二百六円	
〃	第三十四回	七千百九十二万円	七千百八十五万六千九百九十七円	
〃	第三十五回	十七億四千九百三十六万円	十七億四千二百四万千六百九十九円	
〃	第三十六回	九億七千三百九万円	九億六千八百五十五万三千九百八十三円	
〃	第三十七回	二十一億四千九百四十二万円	二十一億四千四十二万八千百二十七円	
〃	第三十八回	九億三十四万円	八億九千六百十五万八千八百六十七円	
〃	第三十九回	五十億五千四百九十四万円	五十億三千三百九十五万七百八十八円	
〃	第四十回	二千二百万円	二千百九十二万七百三十一円	
〃	第四十一回	八百十三万円	八百十万九千二百七十円	
〃	第四十二回	千五百万円	千四百九十七万七千四十五円	
〃	第四十三回	二百万円	百九十九万八千六百八十八円	
〃	第八百一回	七千八百五十一万円	七千八百四十七万八千八百三十九円	
〃	第八百二回	八千二百万円	八千百九十六万七千五百五十七円	
〃	第八百三回	三百万円	二百九十九万八千八百十二円	
	合　計	千十七億六千百十万円	千十六億三千八百七十七万千三百七十八円	